

【議題 2】 広島市地域公共交通活性化協議会運賃分科会の開催を要しない軽微な事案について**1 概要**

広島市中心部における均一運賃エリアの路線バスの運賃の設定等については、令和 4 年 1 1 月の運賃改定等を機に、一般的な手続きである上限認可申請によらず、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会である広島市地域公共交通活性化協議会運賃分科会（以下、運賃分科会という。）による協議運賃制度を適用しているところである。

こうした中、現状では、当該バス運賃等に係る軽微な変更等が生じる度に運賃分科会を開催する必要があるところ、国による令和 7 年 6 月 3 0 日付け事務連絡（別紙 2 参照）を踏まえ、公共交通の利用促進に資する迅速かつ柔軟な運賃施策の実施や運賃分科会に係る関係者の負担軽減などを図るため、運賃分科会の開催を要しない軽微な事案の設定について協議するものである。

2 適用開始日

運賃分科会において協議が整った日とする。

3 対象区域・路線

別紙 1 のとおり。

4 軽微な事案

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に際し、期間又は区間その他条件を付した運賃の割引を実施する場合（ただし、初回を除く。）
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) 運賃の割引に該当するポイント還元（5 %以下のものに限る。）を行う場合

5 報告の義務

上記「4 軽微な事案」に該当するとして道路運送法第 9 条第 4 項に基づく届出を行った者は、1 週間以内に、その届出に使用した資料（受理されたものであって添付資料を含む。）の写しを広島市長に提出すること。